

議案第 6 号

朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。  
令和 4 年 3 月 2 日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

一般職の職員に準じて、特別職の常勤職員の期末手当の支給割合を改正すること及び令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置を定めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

### 朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例

朝来市特別職の常勤職員の給与条例（平成 17 年朝来市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「100 分の 222.5」を「100 分の 215」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の朝来市特別職の常勤職員の給与条例第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 222.5 分の 15 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

## 議案第6号資料

### 朝来市特別職の常勤職員の給与条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(給与の額及び支給方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(給与の額及び支給方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>